

ID: 137

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	八頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第12条		
例規番号	平成17年条例第117号		
<p>【根拠条文】 (手数料の減免) 第12条 町長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている者その他特別の理由があると認めるときは、第10条の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定による。 (手数料の減免基準) 第6条 条例第12条の規定による手数料の減免は、次のとおりとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者は、本人の申請に基づき、減額し、又は免除する。 (2) 前号のほか、特に町長が必要と認めた場合の手数料の減免は、その取扱手数料の2分の1の額の範囲内とする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日